

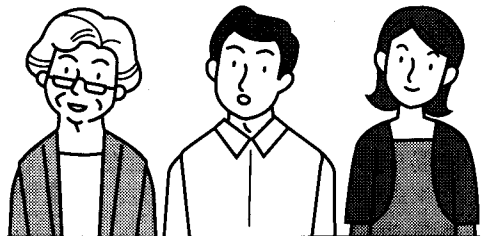
相続や贈与等により年金形式で保険金を 受給された方は、税金が還付される可能性があります。

最高裁の判決に基づき、
税務上の取扱いが
変わりました。

これにより

遺族の方が年金形式で受給する保険金(保険年金)は、これまでその全てが所得税の課税対象となっていました。しかし「相続税の課税対象となっていた部分については、所得税の課税対象とならない」という最高裁判所の判決があり、これを受けて税務上の取扱いを改めることになりました。

所得税の課税部分が減るのね



過去5年分(平成17年~21年)の相続税や贈与税の課税対象となっていた部分について
納めすぎとなっている所得税の還付が受けられます。

Q どんな方が
対象となりますか?



- A** 相続・贈与等による取得で
- ① 死亡保険金を年金形式で受給している方
 - ② 学資保険の保険契約者が亡くなって養育年金を受給している方
 - ③ 生命保険会社等の個人年金保険を受給している方

※1: いずれも保険契約等にかかわる保険料等の負担者でない方が対象となります。
※2: これらの年金の受給権が相続税の課税対象となった場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。



Q 還付を受けるには、
どのようにすればいいのですか?



A 還付を受けるには、**ご自身が税務署で手続きする必要があります。**年金の支払いを受ける際に所得税が源泉徴収されている方には、保険会社等から通知書が送付されます。通知が届かなくても該当するのではないかとと思われる方は、保険会社等へご確認ください。

Q 還付の手続きの期限はありますか?



A 確定申告をしていた場合、この税務上の取扱いの変更を知った日の翌日から2ヶ月以内に還付手続きを行う必要があります。法律により還付できる期間は、原則として申告書を提出した日から5年間と決められています。このため**平成17年分について、早い方は平成22年12月末が期限となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。**
なお、平成12年から平成16年までの各年分の所得税還付については、現在特別な制度上の措置が検討されています。

17年分について
いちばん早い方は
本年12月末まで



詳しくは最寄りの税務署、または国税庁ホームページへ。税務署では電話相談や窓口相談を行っています。また国税庁ホームページでも各種情報を提供しています。

税務署での電話相談

最寄りの税務署にお電話いただくと、自動音声でご案内いたします。ご用件番号「0」を選択すると専門の担当者が対応させていただきます。

●税務署の開庁時間・電話相談時間 / 午前8時30分~午後5時(土日祝、年末年始(12/29~1/3)除く)

税務署窓口でのご相談

窓口でのご相談は、お待たせすることなく丁寧に説明するために、最寄りの税務署でご予約のうえご相談ください。

国税庁ホームページ

還付の対象となるか否かを簡単に判定できるフローチャート、還付手続きの詳細な説明、手続きに必要な各種様式のほか、納税者ご自身で簡単に取扱い変更後の所得金額の計算ができる「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」を掲載していますので、ご利用ください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp 国税庁 検索

政府広報
●相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いを変更しました。これにより納めすぎとなった所得税の還付を受けることができる場合があります。まずは最寄りの税務署にご相談を。詳しくは、本日掲載の新聞広告をご覧ください。

政府広報
●相続・贈与等により
年金形式で保険金を
受給された方へ

